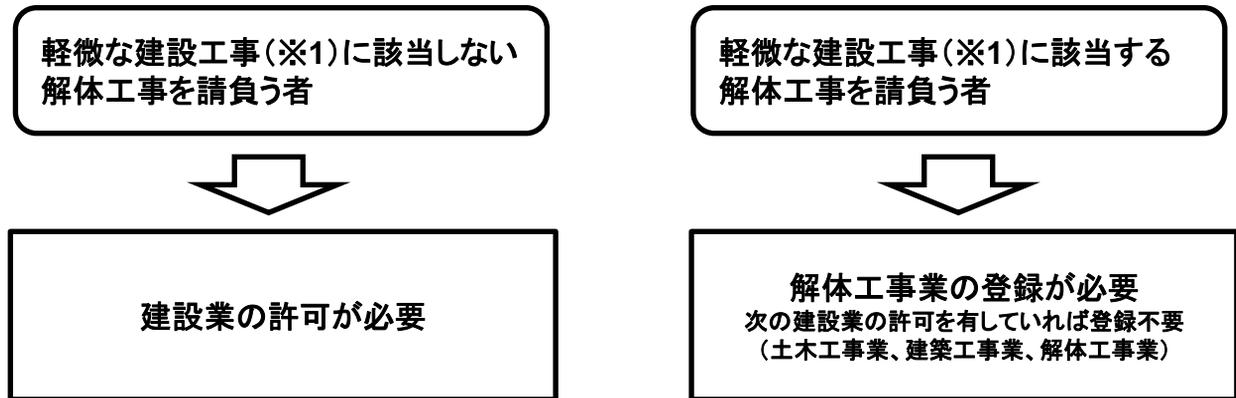


## 解体工事業の建設業許可に係る経過措置の終了について

### I. 許可に関する経過措置（平成31年5月31日まで）

平成31年6月1日以降、解体工事業を営む場合は、建設業許可を取得するか解体工事業登録を受ける必要があります。



なお、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした『経過措置とび・土工工事業者』（※2）については、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができます。

※1 軽微な建設工事：

1 件当たりの金額が500万円未満の解体工事

建築一式に該当する場合は1,500万円未満又は延べ面積150㎡未満の木造住宅の解体工事

※2 経過措置とび・土工工事業者

解体工事業が新設された平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者

### II. 技術者要件に関する経過措置（平成33年3月31日まで）

営業所の専任技術者の要件に関する経過措置（※3）により解体工事業の許可を受けた場合は、経過措置期間が終了するまでに、解体工事業の技術者要件を満たす技術者を配置する必要があります。

※3 技術者要件に関する経過措置

解体工事業が新設された平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の技術者要件を満たす者は「解体工事業」の技術者とみなす。

お問い合わせ先

山形県庁県土整備部 建設企画課 又は 各総合支庁建設総務課 行政係